

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、Aに雇用され、○年○月からはB所在の同社Cセンター（以下「事業場」という。）総務課において事務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月上旬、右腕に痛みを感じ、手が動かないなどの症状が出現し、同年○月○日、D医療機関を受診し、右上肢運動麻痺の進行を指摘され、その後、E医療機関を受診し、同医療機関にて入院・加療の結果、「右上肢脱力、右腕神経叢炎、右頸椎症性神経根症」と診断されたと述べている。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に発症した疾病について、F医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「神経学的には、右手指背屈障害、右背側骨間筋萎縮及び右上腕三頭筋の軽度筋力低下を認め、右腕神経叢炎の可能性が高い。」と述べ、G医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「X PにてC 5 / 6、6 / 7、7 / T h 1に骨棘による椎間孔狭窄を認め、MR Iでも右椎間孔に狭窄が認められ、請求人の症状及び画像から、右C 8神経根障害に起因する症状が疑われる。」と述べている。

当審査会としては、F医師が上記意見書において右C 8神経根症でも説明は可能と述べていること、及びG医師の上記意見書に記載された医学的所見に鑑み、請求人に発症した疾病は、「右C 8神経根障害」（以下「本件疾病」という。）であると判断する。

また、本件疾病の発症日は、決定書理由(略)に説示するとおり、○年○月○日とするのが妥当であると判断する。

- (2) 本件疾病を含む上肢作業に係る疾病の業務起因性の判断については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人は、○年○月上旬、右腕の状態が悪く、手が動かない状況で読替業務に従事し、本件疾病を発症したと主張していることから、以下検討する。

ア 上肢等に負担のかかる作業について

請求人は、「読替作業では机上で書類の処理を行い、頸を大体45度ぐらい傾けた状態で、ほとんど席を立つことなく、1日中同じ姿勢で作業を行っていた。」と述べている。

一方、Hは、要旨、「読替業務では、宛名書きや様式に加入者名や口座番

号を記入することはあるが、文字を書き続けることはなく、パソコンの入力や証拠書をめくる作業が続くこともないことから、一連の作業が手を酷使うようなものではなく、今までにこの業務を行って手の調子が悪くなった人はいない。」と述べている。

そうすると、請求人の従事していた読替業務は、頸部や肩の動きが少なく、姿勢が拘束されるものではあるが、上肢の反復動作の多い作業や上肢を上げた状態で行う作業は認められず、決定書理由（略）に説示するとおり、認定基準の「上肢等に負担のかかる作業」には該当しないものと解するのが相当である。

イ 過重な業務について

請求人は、○年○月から同年○月の繁忙期にかけて、右腕の状態が悪く手が動かない中、処理件数が通常の時期より多かったと主張する。

この点、事業場には、同時期に請求人と同種作業に従事している労働者は存在しないことから、別の担当者が同様の業務を行っていた○年○月及び○月の状況について事業場の事務概況表を確認すると、○年○月から同年○月までの処理件数は前年比で件数の増加は認められず、同一事業場における同種作業に従事していた労働者と比し過重であったとは認められないことから、決定書理由（略）に説示するとおり、請求人の従事していた読替業務は、認定基準の「過重な業務」には該当しないものと解するのが相当である。

ウ 上記ア及びイより、請求人は上肢等に過度の負担のかかる業務に従事したとは認められず、請求人に発症した本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。